

社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会 運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条及び交通体系分科会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会（以下「計画部会」という。）運営規則を次のとおり定める。

（小委員会の設置）

第1条 計画部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

（小委員会の委員）

第2条 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、社会資本整備審議会及び交通政策審議会交通体系分科会に属する委員等のうちから、計画部会長が指名する。

（委員長）

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、計画部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから計画部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を計画部会長に報告するものとする。

（議長）

第4条 小委員長は、議長として小委員会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 小委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、小委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 小委員会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることが出来る。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、小委員長が定める。